

平成 2 6 年 度 答 申 第 5 号

(平成 2 6 年 1 1 月 1 4 日)

宝 塚 市 個 人 情 報 保 護 ・ 情 報 公 開 審 査 会

答 申 第 5 号
平成26年11月14日
(2014年)

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会
会長 山 下 淳

情報部分公開決定に係る異議申立てについて（答申）

平成26年（2014年）3月27日付け諮問第5号で諮問のあった情報部分公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は、慎重に審査した結果、下記のとおり答申する。

記

別紙のとおり

以上

(別紙)

第1 審査会の結論

宝塚市長が行った存否応答拒否決定及び部分公開決定は妥当である。

第2 諮問までの経過

1 情報公開請求

平成25年12月25日に、異議申立人は、宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、宝塚市長（以下「実施機関」という。）に対して情報の公開を請求した。

異議申立人が公開を請求する公文書の件名又は内容は、「①平成24年10月頃にA氏を刑事告発した根拠を示す文書一式（庁内決裁文書等、公職者からの働きかけ報告書等も含む。）、②宝塚市小浜財産区管理会からの各種団体への補助金支出のうち、小浜の町並みを愛する会に対して、平成22年度、平成24年度及び平成25年度に補助金交付しなかった法的根拠を示す文書一式（庁内起案決裁文書を含む。）並びに平成23年度に補助金交付した法的根拠を示す文書一式、並びに③公職者が市管財課及び小浜財産区管理会長等と協議した内容、公職者からの資料請求に関する文書並びに公職者から要望や提言、依頼などを受けた内容の記録について、平成23年7月1日に制定された公益通報者保護制度に基づく資料」であった。

2 実施機関の決定

平成25年12月27日に、実施機関は、条例第10条第4項に基づき情報公開決定の期限を平成26年1月16日までに延長することを決定し、異議申立人に対して通知した。

平成26年1月16日に、実施機関は、上記1の①平成24年10月頃にA氏を刑事告発した根拠を示す文書一式については、宝管財第432号の3において存否応答拒否決定（以下「本件存否応答拒否決定処分」という。）を行うとともに、上記1の②平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から小浜の町並みを愛する会に対する補助金交付に係る法的根拠を示す文書一式、並びに③公職者からの要望等の記録票及び公職者からの資料請求に関する文書については、別表のと

おり公文書を特定し、宝管財第483号の2において部分公開決定（以下「本件部分公開決定処分」という。）を行い、条例第10条第2項に基づき異議申立人に対して通知した。

実施機関が本件存否応答拒否決定処分において存否を答えることができない理由は、「特定の個人が刑事告発されたかどうかの情報については、個人に関する情報で通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開情報に該当します。この情報については、存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるため、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否するものです。」というものであった。

また、実施機関が本件部分公開決定処分において公開しないことと決定した部分及び理由は、次の3点である。

- (1) 任意の団体の構成員や地域住民の氏名及び財産区管理委員の資格等に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないと認められるものであるため（条例第7条第1項第1号該当）というものであった。
- (2) 小浜自治会財産管理会の口座番号、預金残高、預金通帳の写しなどの金融機関の口座に関する情報は、法人その他の団体の財産及び財務会計に関する情報であり、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害すると認められるものであるため（条例第7条第1項第2号該当）というものであった。
- (3) 法律相談の結果等に関する内容は、区有金の返還請求等に係る実施機関と顧問弁護士等との相談、協議に関する情報であり、小浜財産区管理会と区有金の返還に関し協議が継続している状況下で、財産区管理者としての市の問題意識、課題等を公開することにより、当事者としての実施機関の財産上の利益及び地位を不当に害するおそれがあり、実施機関が行う区有金の返還請求等に関する事務の適正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第1項第6号該当）というものであった。

3 異議申立て

平成26年2月17日に、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件存否応答拒否決定処分及び本件

部分公開決定処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 諮問

平成26年3月27日に、実施機関は、条例第15条の規定に基づき、宝塚市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件存否応答拒否決定処分及び本件部分公開決定処分を改め、請求どおりの情報公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主な理由は、次のとおり要約される。

(1) 刑事告発した根拠を示す文書一式について

実施機関は、刑事告発に関する文書について、個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開情報に該当するとした。しかし、異議申立人自身の情報であり、他人に知られたくない情報には該当しない。

また、当該案件は、異議申立人が過去に特別地方公共団体である財産区管理会の会長を務めていたときの問題であり、財産区管理会は地方自治法によって特別地方公共団体に位置付けられており、管理会会長は公務員に準ずる立場であることから個人情報保護法の対象とはならないと思われる。行政庁として内部手続きも意思決定過程も経ていないのであれば大きな瑕疵があると思われるので、請求のとおり、情報公開を求める。

(2) 平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から小浜の町並みを愛する会に対する補助金交付に係る法的根拠を示す文書一式について

小浜財産区管理会から小浜の町並みを愛する会に対して、平成22年度、平成24年度及び平成25年度に補助金交付しなかった法的根拠を示す文書、並びに平成23年度については補助金が交付されたが、

法的根拠を示す文書の公開を求める。

実施機関は、小浜財産区管理会と区有金の返還に関して協議が継続している状況を理由に情報を公開しないという回答をしているが、区有金の返還請求等に関しての協議を実施機関と小浜の町並みを愛する会との間では、ともに弁護士同士での相談、協議に限るという方針を示している。そもそも、行政行為に関して代理人に権限を委任することができるのかどうか。また、それを理由に情報公開をしないことは認められない。

(3) 公職者からの要望等の記録票及び公職者からの資料請求に関する文書

実施機関は、公職者との協議内容自体を意図的に破棄していると思えない。「宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例」の趣旨に大きく反し、公務員が条例を順守しない姿勢に根本的問題がある。

第4 実施機関の説明

実施機関が本件存否応答拒否決定処分及び本件部分公開決定処分を行った理由及び補足した説明等については、主に次のとおりである。

1 刑事告発に関する文書について

何人も自己の名誉、信用、プライバシーに関する事項については、不当に他人に知らされずに生活をする権利を有し、これは人の基本的権利として尊重されなければならないものであり、プライバシーに関する情報については、いったん公開してしまうと当該個人に回復困難な損害を与えるおそれがあるので、慎重に判断しなければならない。

刑事告発に関する文書は、仮に当該個人情報載った公文書が存在しない場合には不存在と答え、存在する場合には存否応答拒否決定を行うのであれば、情報公開請求者に非公開情報を公開してしまうことになる。

したがって、刑事告発に関する文書については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であるとともに、実施機関における公文書の取扱いについては慎重を期す必要がある。以上のことより、かかる情報に関する公開請求については、常に存否を明らかにしないで拒

否することが要請される。

さらに、条例では「何人も」情報公開請求することができる」と規定しており、誰が情報公開請求したとしても、実施機関は同じように公開又は非公開の決定を行う必要があることから、情報公開請求者が本人であるか第三者であるかによって、上記の判断を左右することはできない。

2 平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から小浜の町並みを愛する会に対する補助金交付に係る法的根拠を示す文書一式について

(1) 条例第7条第1項第1号（個人情報）該当性について

平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から小浜の町並みを愛する会に対する補助金交付に関する文書及び公職者からの資料請求に関する文書の中には、地域住民で構成する任意の団体の構成員や地域住民の氏名及び財産区管理委員の資格等に関する情報が含まれている。地域住民個人の氏名及び財産区管理委員の資格等に関する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第7条第1項第1号に該当する。

(2) 条例第7条第1項第2号（法人等情報）該当性について

平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から小浜の町並みを愛する会に対する補助金交付に関する文書の中には、小浜自治会財産管理会が保有する預金口座に係る口座番号、預金残高、預金通帳の写しなどの金融機関の口座に関する情報が含まれている。法人その他の団体が保有する預金口座に係る口座番号等の情報は、法人その他の団体の財産及び財務会計に関する情報であり、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害すると認められるものであり、条例第7条第1項第2号に該当する。

(3) 条例第7条第1項第6号（事務事業執行情報）該当性について

平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から小浜の町並みを愛する会に対する補助金交付に関する文書の中には、法律相談の結果等に関する情報が含まれている。法律相談の結果等に関する情報は、区有金の返還請求等に係る実施機関と顧問弁護士等との相

談、協議に関する情報であり、小浜財産区管理会と区有金の返還に関し協議が継続している状況下で、財産区管理者としての市の問題意識、課題等を公開することにより、当事者としての実施機関の財産上の利益及び地位を不当に害するおそれがあり、実施機関が行う区有金の返還請求等に関する事務の適正かつ円滑な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第1項第6号に該当する。

第5 審査会の判断

1 公開請求の対象文書について

異議申立人は、特定の個人に係る刑事告発に関する文書の公開を求めているため、審査会では、特定の個人に係る刑事告発に関する文書が、その存否を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるかについて検討する。

また、異議申立人は、平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から小浜の町並みを愛する会に対する補助金交付に関する法的根拠を示す文書一式及び公職者からの資料請求や要望等があった事実を記録した文書一式の公開を求めているため、すでに本件部分公開決定処分で公開した文書以外に、平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から小浜の町並みを愛する会に対する補助金交付に関する法的根拠を示す文書及び公職者からの資料請求、要望等の記録に関する文書を実施機関が保有しているかどうかについて検討する。

2 非公開理由について

(1) 特定の個人に係る刑事告発に関する文書について

特定の個人が刑事告発又は刑事告訴されたかどうかの情報については、個人に関する情報であり、一般的に他人に知られたくないものと認められる。また、実施機関が、特定の個人に係る刑事告発又は刑事告訴に関する文書が存在しない場合には不存在と答え、存在する場合には存否応答拒否を行うのであれば、情報公開請求者に非公開情報を公開してしまうことになる。したがって、特定の個人に係る刑事告発に関する文書は、その存否を答えるだけで、条例第7条に規定する非公開情報を公開することとなるため、常に存否を明らかにしないで拒

否することが必要であると認められ、条例第9条の2の規定により実施機関が行った本件存否応答拒否決定は妥当であると考えます。

(2) 本人による自己情報の公開請求について

異議申立人は、自分自身の情報であり、公開するべきである旨主張しており、この点について、以下検討する。

条例が定めた情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず情報公開請求を認める制度であることから、公開又は非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、公開請求者が誰であるかを考慮しないものである。このことは、特定の個人を識別することができる情報に係る公開又は非公開の判断に関して、本人から公開請求があった場合について、特段の規定を設けていないことから明らかである。したがって、公開請求者が当該個人情報の本人であるかどうかを考慮しなかった実施機関の判断は妥当である。

(3) 平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から小浜の町並みを愛する会に対する補助金交付に関する文書について

当審査会は、すでに公開した文書以外に、小浜の町並みを愛する会に対して、平成22年度、平成24年度及び平成25年度に補助金交付しなかった法的根拠を示す文書並びに平成23年度に補助金を交付した法的根拠を示す文書が存在しないか、実施機関に確認した。

実施機関の説明によると、小浜の町並みを愛する会に対する補助金は、特別地方公共団体である小浜財産区の区有金から支出するものであり、支出の処理としては、当該財産区の管理会が地域の団体から提出された補助金交付申請書及び予算書等の添付書類の内容を審査し、当該財産区の区有金を充当することに同意したものについて、財産区管理者である実施機関が、宝塚市財産区財産の管理及び処分に関する条例（昭和56年条例第17号）第3条に定める使途に補助金が該当し、補助金の交付が公益上必要であると認める場合に、決裁文書により交付を決定しているとのことである。よって、補助金の交付又は不交付を決定した法的根拠を示す文書については、特に作成する必要がないため、作成していないとのことである。

当審査会としても、公開を求める文書が明確ではないが、調査し

たところ、すでに公開した公文書以外の文書の存在を確認することはできなかった。

以上のことから、当審査会としては、実施機関の行った本件部分公開決定が不当とまでは言えないと考える。

(4) 公職者からの要望等の記録について

宝塚市では、平成23年7月1日から宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例（平成23年条例第2号）を施行し、公職者から要望、提案などがあれば、その内容を要望等記録票に記録することとなっている。

実施機関の説明によると、公職者からの要望等を記録した文書については、すでに公開した文書しか作成しておらず、それ以外に公職者からの要望や資料提供の依頼があったことを示す文書は作成していないとのことである。

当審査会としても、調査したが、すでに公開した公文書以外の文書の存在を確認することはできなかった。

以上のことから、当審査会としては、実施機関の行った本件部分公開決定が不当とまでは言えないと考える。

3 結論

以上の理由から、当審査会は、前記第1審査会の結論のとおり判断するものである。

別表

番号	特定した公文書
1	<p>平成22年度分（2010年度分）に係る宝塚市小浜財産区管理会から小浜の町並みを愛する会に補助金交付をしなかったことに関する文書</p> <p>(1) 平成22年（2010年）6月4日付け決裁 「財産区財産会計支出（団体活動運営補助金）について（小浜財産区）」</p> <p>(2) 平成23年（2011年）1月25日付け決裁「小浜財産区管理会顛末書及び区有金返還について」</p> <p>(3) 平成23年（2011年）3月16日付け決裁 「財産区管理会会計処理に係る協議経過報告及び、団体活動運営補助金の交付について（小浜財産区）」</p>
2	<p>平成23年度分（2011年度分）に係る宝塚市小浜財産区管理会から小浜の町並みを愛する会に補助金交付がなされたことに関する文書</p> <p>平成24年（2012年）年3月28日付け決裁「補助金交付等に関する要望の回答について（小浜財産区）」</p>
3	<p>平成24年度分（2012年度分）に係る宝塚市小浜財産区管理会から小浜の町並みを愛する会に補助金交付をしなかったことに関する文書</p> <p>(1) 平成24年（2012年）年3月28日付け決裁「補助金交付等に関する要望の回答について（小浜財産区）」（上記2と同じ文書）</p> <p>(2) 平成24年（2012年）10月1日付け決裁 「財産区管理事業補助金（団体活動運営補助金）の交付について（小浜財産区）」</p>
4	<p>平成25年度分（2013年度分）に係る宝塚市小浜財産区管理会から小浜の町並みを愛する会に補助金交付をしなかったことに関する文書</p> <p>平成25年（2013年）7月5日付け決裁 「財産区管理事業補助金（団体活動運営補助金）の交付について（小浜財産区）」</p>
5	<p>公職者が市管財課及び小浜財産区管理会長等と協議した内容、公職者からの資料請求に関する文書並びに公職者から要望や提言、依頼などを受けた内容の記録</p> <p>(1) 平成23年（2011年）12月1日付け 「要望等記録票」（平成23年（2011年）11月25日分）</p> <p>(2) 平成23年（2011年）12月1日付け 「要望等記録票」（平成23年（2011年）11月28日分）</p> <p>(3) 平成23年（2011年）12月1日付け 「要望等記録票」（平成23年（2011年）11月29日分）</p> <p>(4) 平成23年（2011年）12月14日付け決裁「資料の提供について（小浜財産区）」</p>

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等
荒川 雅行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
岡本 英子	弁護士（大阪弁護士会）
水谷 恭子	弁護士（兵庫県弁護士会）
柳井 健一 （会長代理）	関西学院大学法学部教授（憲法）
山下 淳 （会長）	関西学院大学法学部教授（行政法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成26年 3月27日	諮問
2	平成26年 4月17日	異議申立人による意見陳述
3	平成26年 7月15日	審査
4	平成26年 9月10日	審査
5	平成26年10月16日	審査
6	平成26年11月13日	審査
7	平成26年11月14日	答申

※ 平成26年3月17日に、当審査会において実施機関による非公開理由説明を行った。